



こさがわちょう

第162号

令和7年7月14日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-67-7904

FAX 0735-72-1858



平井

令和7年6月定例会（6月17日～6月27日）

補正予算、条例改正 2～5ページ

報告、基金の運用状況 6ページ

一般質問に6議員 7～13ページ

臨時会、編集委員会より 14ページ

令和7年度補正予算・人事案件などを審議

古座川町議会は6月定例会を開き、執行部から提案された、令和7年度一般会計及び特別会計予算案9件、条例1件、報告2件、その他5件を審議し、一般会計補正予算（第4号）は一部修正。その他はいずれも原案のとおり可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

一般会計補正予算（第4号）

若者広場照明改修など

3億62万円を可決

歳出

土木費

問

大柳高瀬線の改良工事が始まれば、終了までの年数と費用を教えてください。

答

令和4年に明神郵便局の下流側で大規模落石があり、皆さんが鶴川から高富を迂回した。そのような中で潤野高瀬間を迂回路とする必要性があり、どういう形で施工するかを決めるため、概略設計、概略測量費用として400万円計上している。

問

大柳高瀬間1.8kmを道路改良費で測量するということは、道路改良が前程となる。どこをどのようにするために測量するのか。

答

どこをどのように改良していくのかを見るための概略設計、概略測量であり理解して頂きたい。

問

最終的には迂回路ということで解釈して良いのか。

答

そのとおりである。

問

あの道を改良して迂回路としたいということだが、さほどの役目は果たせないと思う。他の町道と同じように

維持補修で良い。それ以上のお金をかけて改修していかねければならないのか納得できる説明を求める。

答

先程話した以外にはないが、住民の命、財産を守るために、また集落間道路であり必要である。私はその思いですつとやってきた。

問

思いはわかる。本当に高瀬までの改良をやつていけるのか考えにくい。

答

町長は高瀬に近づいた時の難点をどう考えているのか。

答

高瀬側で山側が高い所がある。国道371号の真砂での工法、円柱で前へ張り出して出

来るであろうと思つて

議員おつしやるとおり困難な場所もある。

問

高瀬のほうに近づいた時に民家が何軒かあり、あそこが一番難関であると思う。一局に莫大な金を注ぎ込み、その結果町長が描くような迂回路としての機能を果たすような町道になるのか。

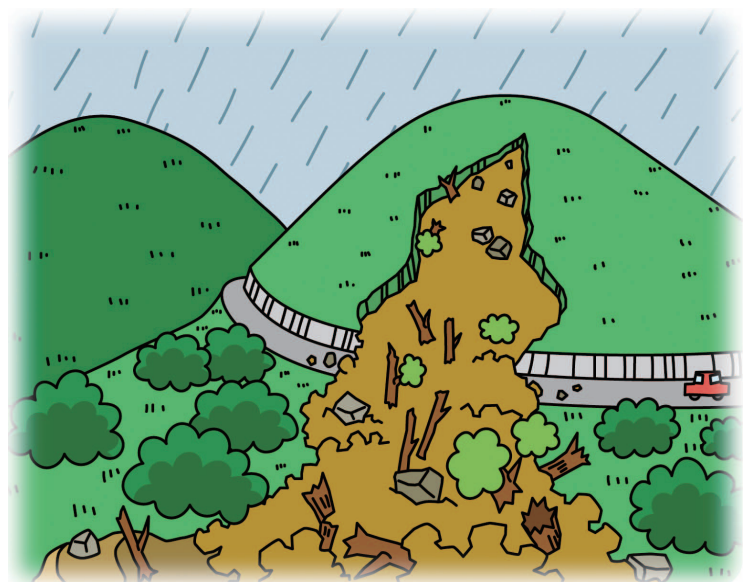
答

町道の測量業務委託料400万円の補正は必要である。前提は迂回路の確保、令和4年明神で発生した落石によってふるさとバスが串本町の高富を迂回せざるを得なくなった。

問

この道は困難なことがあると思う。しかし、いろんな形の中で誠意を尽くしてやりたい、その思いでいっばいである。

答





北海道大学

大水のときの災害の迂回路ではなく、落石とかがあったときの迂回路としてこの道路は必要。町長の見解を伺う。

答

先ほどから回答しているとおりでありますが、議員の考えと方向は同じである。

問

この町道の改修は、高瀬橋右岸の所が一番狭くてネックになっている。ここを改修すれば中型車も通行可能。

答

潤野側からの調査だけではなしに、高瀬側からの調査も早くやるべき。町長の考えは。生には申し訳ない。

答

それについては概略設計した上で考え話を進めて行く。

教育費

問

北海道大学への訪問事業、対象が町内の中学1年生との説明だが、古座中学校の場合、串本の子どもたちもいる。その辺の対応は。

答

確かに古座中学校は串本町からも子ども達が来ている。今回、町の費用で町内の子ども達17名（希望制）が対象。串本町の中学1年生には申し訳ない。

修正動議

議会における修正動議とは、議案に対して内容を修正することを提案する動議のことです。

今回の場合、議案第43号（「原案」）一般会計補正予算のうち、道路改良費（町道大柳高瀬線改良計画策定のための概略設計費）400万を減額し、予備費を増額するという修正案が提出されました。

発議者及び賛成者は次のとおり

発議者 佃 奈津代

賛成者 淡佐口 幸男・中田 善和

樫原 貴子

なお、動議（修正案）への質問の回答は、発議者（議員）がおこなっております。

【修正理由】

町道大柳高瀬線が、災害時の迂回路としての役目を果たせるか非常に疑問。現状道路を維持管理すれば良いと思ひ減額した。

動議に対する質疑

問（議員）

現状で良いというのは、以前発生したような落石でふるさとバスが高富を迂回せざるを

る。

きちんと県が管理している県道なので、そのようなことのないよう対策をたてて頂くことは当然である。しかしこれから起こらないという保証はない。だから迂回路が必要。もう一点はあの町道は石の山だと言われたが、だからこそ改修が必要である。

答（発議者）

高瀬潤野間の道は本当に迂回路と呼べるような道になるのか。待避所もそのままの良い。全般的な町道へもつと目を向けてほしい。

問（議員）

南海トラフを想定すれば幾つもの迂回路が必要になるのは当然のこと。前回の落石時、県は整備ができてなく危険だということで迂回路として指定してくれなかった。

地元住民はそこを広げ、自転車でも通っても安全であってほしい、そんな思いを強く感じる。

必要ないという議員

が多いが、地元住民に尋ねたことはあるのか。

答（発議者）

潤野高瀬間の道はお金を費やして迂回路と呼べるような道になつていくのか非常に疑問年間どれだけの交通量があるのか。

金と時間がかかりそれが本当に地元住民のためになる金の使い方かが非常に疑問である。今の町道を維持管理していただければ良い。

問（議員）

議員の話はある程度わかるが、議員が思い込んでいる状況、思っている状況は概略設計ではつきり出るのはないか。

答（発議者）

町道の改良といえども、こんな金の使い方をしていいのかと疑問に思う。議場は議論し、最終的な決定をする場である。

概略測量を認めれば本測量へと進む、このような不安な所にそういうことを初めからする必要はない。

（次ページへ続く）

討 論

原案に賛成

○概算測量が出来て執行部が判断する。概算測量すると、潤野の続きから広げるのではなく危険な所から工事が出来る。

原案に賛成する。

○実際災害のリスクは高いと思うので、必要な迂回路という認識である。

原案に賛成する。

○改修費用が莫大となり、潤野高瀬間の町道にばかり金をかけるのは反対であると主張する議員の皆さん、古座川町の財政調整基金額はご存じか、11億8000万円ある。財政調整基金は今すぐ何にでも使える。基金を使って町民のために町道を改修するのは行政としての責務。大水の時の迂回路ではなく、落石やほかの災害発生時の迂回路とし造るものであると考える。

原案に賛成する。

○南海トラフでの災害があらこちらで起きるというが、だからこそのろんな迂回路を整備して、安心安全なまちづくりを目指してもいい。

間には県道38号線の大柳高瀬間で発生した落石事故は、明神のわずか1件である。

修正案に賛成する。

修正案に賛成

○1日数台の車両が通行していると思われる。28年度以降待避所を増やし対応している。1億円程度で大柳高瀬間が出来ればよいと思うが、すごいお金がいると思う。

左岸に県道38号線があり橋を渡れば安全に走れる。今の状態を維持すれば十分と思う。

修正案に賛成する。

○南海トラフ地震を想定してのことであれば、あらゆる所で崩壊や落石は免れない。迂回路として38号線代わりに使用できるとは考えにくい。

修正案に賛成する。

○大柳高瀬間の町道を迂回路として整備するとの意見もあるが、私が記憶する60年余りの

採 決

修正案可決

原案に賛成者

前 孝嗣 高尾規明
洞 佳和 千井芳孝

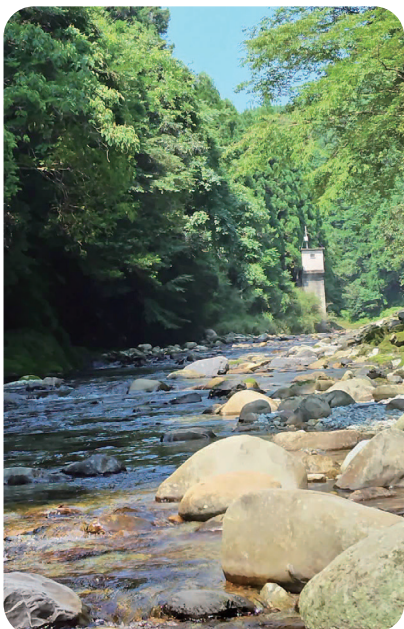
修正案に賛成者

中田善和 佃奈津代
淡佐口幸男
榎原貴子

賛成、反対、同数

地方自治法第116条第1項の規定によって議長が裁決

本修正案について、議長は「可」とする



一般会計補正予算（第5号） 井戸探掘工事補助金など 5955万円を可決

歳 入

諸 収 入

賛成

問 諸収入の説明が聞き取りにくかった。ゆっくり説明して欲しい。

答 本来令和6年度で歳入すべきものであるが、出納閉鎖後に漏れが判明し令和7年度で計上した。

今後はこのようなことの無いようにと申し上げ議案に賛成する。

採 決

全員賛成で可決

歳 出

農林水産業費

問

松根の井戸2カ所とは、中番地区と惣谷地区か。

答

そうである。

討 論



令和7年度一般会計補正予算（第4号） 歳出の主なもの		
総務費		
財政管理費	財務書類作成支援業務委託料	330万円
企画調査費	大学による公益的事業推進補助金	180万円
戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システムリース料	411万円
民生費		
社会福祉総務費	物価高騰重点支援給付金	540万円
福祉医療費	福祉医療費助成システム導入業務委託料	212万円
介護保険費	その他一般会計繰出金	187万円
衛生費		
診療所費	七川診療所特別会計繰出金	310万円
環境衛生費	簡易水道事業会計繰出金	391万円
土木費		
道路維持費	道路維持補修費（町道の草刈りほか）	2,650万円
教育費		
学校管理費	施設改修・改善工事 （小学校空調取替え・雨漏れほか）	780万円
社会教育総務費	青少年育成町民会議助成（中学生北大研修）	260万円
体育施設管理費	古座川町若者広場照明改修工事（4基）	4,691万円

システム標準化に伴い、住登外者の管理をおこなう住登外者宛番号管理機能を共通機能として設けるもの。

問 現行で何か問題が出ているのか。

答 標準化に関する法律と基本方針に基づいて適合したシステムへの移行を進めている。

問 今後は職員であればだれでも情報にアクセスできるのか。

答 各担当課でアクセスすることになる。よその課の情報は見ることが出来ない。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

条例改正

報
告

報告第1号

令和6年度からの繰り越し明許費、全体事業費2億3026万1000円のうち翌年度繰越額が1億9240万7000円。財源内訳は、国、県支出金5963万5000円。その他が、357万4000円。また、一般財源につきましては、1億2919万8000円。

報告第2号

令和6年度のふるさとづくり基金運用状況はこの表のとおり。



古座川町ふるさとづくり基金の運用状況

事業の種類	令和6年度	
	寄付額(円)	件数(延べ)
まちづくりに関する事業	46,870,000	2,805
福祉に関する事業	9,674,500	581
教育・文化に関する事業	22,785,500	1,345
事業指定なし	2,666,500	279
合計	81,996,500	5,010
運用益	10,557	
年度合計	82,007,057	
基金取り崩し	0	
基金積立金	10,557	
基金累積額合計	34,434,718	

財産の取得

文部省のGIGAスクール構想の取り組みに順じ、古座川町も令和2年から児童生徒にタブレットを配布した授業を実施している。GIGAコンピュータ競争入札。166台（予備1台）取得金額は、911万1740円。



人事案件

執行部より提案された教育委員及び固定資産評価審査委員の推薦に同意しました。



教育委員

【任期4年】

岡本 由利子 氏

住所 月野瀬

小西 富美代 氏

住所 平井

固定資産

評価審査委員

【任期3年】

河口 洋 氏

住所 鶴川

一般質問

みんなの願いを町政に

6議員の質問事項は、次のとおりです

淡佐口 幸男 (8 ページ)

- ・岸本周平和歌山県知事ご逝去に対し記帳台を設けなかった理由を問う
- ・地方公務員の職務及び処分に関する事
- ・町道の草刈りについて
- ・古座川町の高齢者福祉に対する今後の展望について
- ・串本有田病院閉院に伴う対処について

洞 佳和 (9 ページ)

- ・ぼたん荘の開業
- ・議会のテレビ中継
- ・停電時の給水対策
- ・町道の草刈り

前 孝嗣 (10 ページ)

- ・役場職員の資質と接遇問題についての町長の政治姿勢について
- ・「行政の災害対応能力の強化」について

千井 芳孝 (11 ページ)

- ・森林環境譲与税について

高尾 規明 (12 ページ)

- ・町道の整備を

檜原 貴子 (13 ページ)

- ・古座川町の今後の農業の展望は
- ・無駄な経費を省く努力を
- ・総合健康診査について
- ・知事の死去に伴う記帳所の設置について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針などについて説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

地方公務員の職務及び

処分に関することを問う

淡佐口 幸男



議員

処分には降職や解任、懲戒処分など色々あるが、処分をおこなうには相応の理由や適切な手続きが必要である。

管理職の降格処分は「人事異動としての降格」・「懲戒処分としての降格」である。人事異動としての降格には、2つのパターンがある。

1つ目は降職（即ち解任）である。

降職（解任）は、役職を解き下位の職位に変更する処分のことである。

降職はあくまでも職

位を下げる処分であるため、かならずしも給与の減額が伴うとは限らない。

質問

分限処分・懲戒処分に關し、任命権者として条例などの運用解釈に対し留意されている点について説明を求め

町長

処分などに関する条例の運用については、法令、当該条例の趣旨に基づき公正かつ適切な運用に努めている。

質問

地方公務員（役場職員）の「課長」と「主幹」の職務内容について説明を求める。

町長

課長は上司の命令を受け、その課に属する事務を処理し所属職員

を指揮監督する。

主幹は上司の命を受け、その係りに属する事務を処理する。

質問

町長は地方公務員の「課長」と「主幹」はどちらが上位職である

町長

議員も条例や規則は勉強していると思う。うちの6級というのは課長クラスである。

課長、主幹、室長、

事務局長など6級の同じ級の格で管理職手当は3万円。議員が言われることに当てはまらない。

「職員の分限に關する手続き及び効果に關する条例」がある降格というのは第2条

町長

にあり降格の種類など明記している。

質問

私が問うているのは課長と主幹はどちらが上位職であるのか。

私は条例もここに持っている。職員の分限に關する条例第2条の運用解釈が町長は間違っていないか、私は疑問である。

等級が同じで問題ないのであれば、例えば、就職し副課長、課長になり、主幹になるという動きもあるのか。

町長

場合によってはそういうこともあろうかと思う。

質問

恣意的な降格処分をおこなうことの問題点

は、法的リスクがあることに留まらず、処分対象の管理者のみならず古座川町役場の所属職員全員に不信感を与え、離職を促す大きな

要因となると私は考えるが、町長はどのような考えを持っているのか。

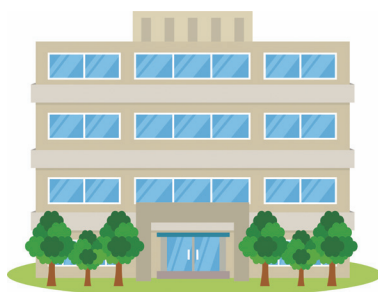
質問

岸本和歌山県知事が逝去された。古座川町には、記帳台の設置

町長

私の個人的な考えの中で町長というのは人事権というものがある。

日頃から職員と接し、指示し色々おこなっている。そのような結果の中で、議員言われるように恣意、恣意と言われるが、それ、どういうことか私にはわからない。



岸本周平和歌山県知事ご逝去に対し記帳台を設けなかった理由を問う

質問

岸本和歌山県知事が逝去された。古座川町には、記帳台の設置

義務はないが、古座川町役場へ記帳台を設置しなかった理由を問う。

町長

県庁秘書課より通知があり、市町村については自主性に任せるということであった。県庁が中心となって弔慰表明の対応をおこなったと思う。弔慰を表す行為は個人の意思に基づくもので、本町として設置を控えた。

議員

その他、「町道の草刈り」・「高齢者福祉に対する今後の展望」・「串本有田病院閉院に伴う対処」についても質問した。

（この文章は本人がまとめたものです）



議会のテレビ中継をおこなえ

洞 佳和



町長

中継設備の導入や運営経費を考えた場合慎重な対応が必要だと考える。

質問

令和5年12月議会で「議会のテレビ中継についての要望書」が議決され、町長に提出された。

令和5年12月の要望決議では「議場への初期投資に多額の費用が必要」となっている。提案者は当時の特別委員会の委員長、現大屋町長である。この気持ちに今でも変わりは

町長

変わりはない。

質問

初期投資に多額の費用が掛かることは、当時からわかっていたことである。

すさみ町では、運動会やゲートボール大会なども放映し、併せて議会のテレビ中継もこなっているとのことである。

町長

もつと総合的に考える必要があるのではないか。

災害対策に万全を

令和5年8月の台風7号の時、簡易給水設備が断水をし、地区の

議員

自治体の責務を果たすことを強く求める。



町道の草刈りは 従来通りにおこなえ

で、自然に腐るのを待っている。
町道の草刈りにしてもそのような扱いができないのか。
建設課長
山間部の路線で発生した刈草を所有者の了解を得て、山腹に処理するのは産業廃棄物の規制を受けないと判断をする。

議員

古座川町が区にお願いしている草刈はほかにもある。
今後基準については統一して頂きたい。

訂正とお詫び

町道の草刈りは区で行う部分と、業者に発注する部分があつたが、今年度からすべて業者に発注しておこなうとのことである。

町長

なぜすべて業者に発注なのか。
草刈り業務を「委託」と考えた場合、資格（刈り払い機）や草の処分等で区の皆さんに迷惑が掛からないよう町事業とした。

質問

蔵土の多目的広場の草は周辺の木の下に捨

前回の議会だよりの私の一般質問の町長の答弁について、町長は「北大の林長の了解も得ている」と発言したと書いているが、一般質問では発言しておりませんでしたので、訂正してお詫びいたします。
(この文章は本人がまとめたものです)

要望書(案)

議会のテレビ中継について

議会活動の内容が、町民の方がたに良くわかってもらえるよう「テレビ中継」などの調査をおこないました。
近隣の串本町では、一般質問のDVDの貸出し(あまり利用されていない)や、町のホームページで一般質問も閲覧できて、多くの方が見られています。
また、すさみ町では、町の行事や町長の施策方針などを、地方テレビACTVで放映していたので、一般質問も見れるようにしています。

古座川町の場合、議場への初期投資に多額の費用が必要となりますが、テレビ中継等ができるよう要望します。

令和5年12月21日

古座川町長 西前 啓市 様

古座川町議会議員 谷 久司

接遇問題について

町長の政治姿勢を問う

前 孝嗣



その① 池野山地区
土砂処理に係る役場
からの説明会会議録
の、回覧における問
題について

会議録として区民に
渡す場合は、理解して
もらえるよう、黒塗り
部分を、なくすことが
大切ではないか。

町長

ボイスレコーダーで

聞き取れない部分があ
り、推測では書けない
議員

その時に答えた感じ
と多少は違っていたと
しても、「こういうつ
もりで、こう言いたか
った」と、区民にきち
んとしたメッセージを
伝えて頂きたい。

町長

推測では出来ない。
今後は、ボイスレコー
ダーに残せるように発
言していきたい。



これでは、説明会の
会議録とは言えない。

その② 亡き知事逝
去に伴う記帳台関係
の対応。

議員

役場職員から「串本
町へ」と、言われ腹立
たしい思いをした。と
の声があるが、その回
答はベストアンサーか。
町長

議員

丁寧な回答をするよ
う指導する。

役場がチームとして
回答を想定・準備して
おかないと、担当した
職員だけが、悪者にさ
れると想定される。
当然、住民は役場頼
りである。担当職員に
嫌な思いをさせないよ
う、「接遇研修」の実
施を提案すると共に、

わざわざ役場まで来て
くれた町民をがっかり
させないよう指導を求
めた。

「行政の災害対応能
力の強化」について
災害対応関係で町職
員の配備の仕組みを
確認した

議員

発災時の役場職員の
配備確認をし、その詳
細の教示を求めたが、
議員自身が勉強不足と
感じ、もっと議員自身
も調べてから再度、質
問することにした。
(この文章は本人がま
とめたものです)



森林環境譲与税の活用を

千井 芳孝

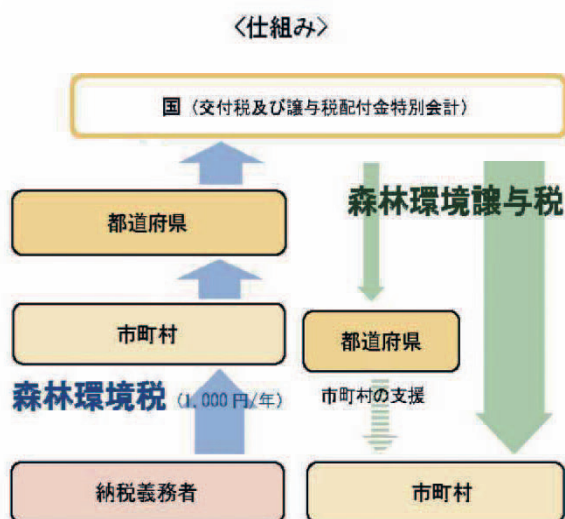


への積立も約8000万円となっている中で、今後、毎年、1億円の歳入が見込まれるが、森林環境譲与税について、町の考えを問う。

町長

森林環境譲与税の決算状況が、毎年、同じような感じになっている。

森林環境譲与税の本来的趣旨は、森林環境の整備、保全であり、当町におけるこれまでの事業を促進し、人材



(総務省ホームページより)

育成や公共施設の木材利用普及啓発などにも取組みたいと思う。

質問

主に森林整備に使われるとのことだが、それを継続しながら、何か新しい取り組みはできないのか、というところから紹介する。

奈良県、黒滝村の取り組みである。

黒滝村は人口が約630人、ここ20年で半減しており、高齢化率も奈良県で2番目の高さで、古座川町に通じる部分がある。

村では、約8年前から林業への就業希望者を地域おこし協力隊として採用し、黒滝村森林組合で研修を積み、3年の任期終了後はそのまま組合に作業員として就職する流れがで

きており、協力隊への応募も途切れず続いているが、そこで立ちはだかるのが住宅問題である。

村営住宅も満室で空き家バンク登録の改修不要の住宅や単身者向け住宅で対応してきたが追いつかなくなってきた。

そこで森林環境譲与税を活用した林業従事者住宅の確保である。

村が空き家の持ち主と15年契約を結び改修した後に村営住宅とし、林業従事者や移住希望者に仕事とセットで住宅を提供し、そこにかかる改修費用に全額森林環境譲与税を活用している。

黒滝村は古座川町と状況、環境が似ている。こういった取り組みをどう見るか。

町長

私も、担当課もそこまで把握できてなかった。ぜひ研究していきたい。

質問

それと同時に進行してもらいたいのが「地域林政アドバイザー」という制度である。

多くの市町村では林務担当職員の人員体制や専門的な知識のノウハウが不足している。

これを解消するため制度で、森林、林業の知識や経験を有する技術者を雇用し、森林、林業行政に携わりサポートしていくものである。

人件費も特別交付税措置の対象で、措置率は市町村で7割が支給される。

残り3割は森林環境譲与税をあてることもでき、実質負担なしで森林管理の専門職員を配置できる。という制度の提案である。

町長

うちには森林組合があり、いろんな形で協力している。

その点も含めて南紀森林組合と話し合いながら検討していきたい。

議員

森林組合と話にだが、森林組合も現在、人材不足であり、新たに地域林政アドバイザーの業務委託を受ける余裕は無い。

人材を公募し積極的に制度を活用してもらいたい。

森林環境譲与税は、全国的にいろんな使われ方がある。

森林組合とも互いに協力できることを話し合う場を持っていたきたい。

(この文章は本人がまとめたものです)



町道の整備を

高尾 規明



町道の整備というところで、県道すさみ古座線高瀬橋から高瀬トンネルの間で、河川側が、橋梁のようになっており、下流側の鉄の部分

は溶接で、上流部分はコンクリートで補修して頂きました。建設課の素早い対応には感謝します。

県へ耐震などの検査の要望をしているのでしようか。検査の結果により大規模改修がこなわれた場合、大柳高瀬線が迂回路として利用されます。舗装や待避所の整備など、万が一に備えて整備の必要があると考えますが、いかがなものでしょうか。



補修箇所

町長

ご指摘頂いております区間につきましては、擁壁工、ブロック積み工などで地山の崩壊を抑制した後、あいた部分に車道域を広げている、いわゆる張出道路と呼ばれる構造となっております。緊急輸送道路では、橋梁において大規模地震時における落橋、倒壊を防止するための耐震補強を促進しているところでございますが、張出道路はそのような対象ではないことから耐震診断の要望は起こっておりません。

しかしながら劣化状況などを確認するための定期点検を県事業として実施していただいておりますことは確認しております。

その結果から修繕工事が計画される場合に

は、部分的な整備の必要が生じることは十分に考える事案であろうと受けとめています。

質問

このすさみ古座線ですが、補修してもらっていますが、また音がひどくなつてきて、溶接の部分がまたはがれるおそれがありますので、早急に県へ要望して頂きたいと思えます。町道大柳高瀬線ですが、走ってみると舗装が割れていたり、支障木があり、待避所は苔むしており、滑つたりして危ない状況ですので、万が一に備えて一刻も早く整備をして頂きたいと思えます。

町長

この現場を確認してきました。下流側の鉄板、溶接が外れており音がなっています。山留めのほうには宇津木石でコンクリート入りの練り積みで山を押さえており、橋台みたいな形でコンクリートを立ち上げた上で張出道路になっています。耐震的にすごく危ない部



町道大柳高瀬線

分があるのではないかなと思っております。その点については担当課長も県土木といういろいろ話をしています。高瀬潤野間の道路については、上流側に関しては穴ぼこがあいてあったり危ないところがあるので、それは修繕していきたいと思えます。今の現状の中では迂回路としては考えておりません。

質問

落石が明神で起こった時、ふるさとバスが

建設課長

大柳高瀬線の整備についてですが、町としてもできる限り対応していきたいと思っております。

（この文章は本人がまとめたものです）

将来の農業の展望は

榎原 貴子



古座川町に備蓄米を

米の消費量は23年ぶりに増加に転じ、需要に供給が追い付かず品薄状態が続く価格も2倍近くに上昇している。古座川町では農業をやめていく人が急増し耕作放棄地の増加が止まらない。古座川町産の米を備蓄し町民に食べてもらうシステムを作らなければならないか。

町長

町内の米の現状については自家消費を目的とした水稲事業者が大

半を占めている。販売については、「みんなの店」では地元のお米を販売し、給食のお米も「みんなの店」から納入している。

また、潤野地区では圃場整備事業が進められており、今後水稲を中心とする効果的な営農を期待している。

町内の方に安く古座川産米を食べてもらえようという施策については米の流通は民間事業者に委ねられていることから非常に難しい。

質問

令和3年の一般質問でいざ起るであろう食料危機を想定しての質問をしたが当時は失笑を買うだけであった。

令和6年いよいよ米不足が発生。一般質問



で古座川町独自の備蓄米を確保せよとお願いした。その時の返答は町内の米農家を調査し地域からも声を吸い上げてこれからの課題とさせていたかどうかとこの点だった。未だに調査されていないのでは。

町長

そのような形で答えましたように記憶している。備蓄米をするにしても一定の温度で保ち、どうやって配送す

るのかいろんな課題がある。そのシステムは私の中ではちよつと考へられない。

無駄な経費を省く努力を

古座川町における郵送費や振込手数料などの間接経費が多額に上がっている。積み重なると大きな額になる。通知の電子化、ペーパーレス化、集約化が可能なものの見直しの余地はあるのでは。メールやLINE、ホームページなどを活用できるのでは。

総務課長

昨年10月から手数料が発生しており、振込手数料が10月から3月までで約87万6000円となっている。

質問

それなりの集約の努力はされているとは思いますが、いろいろな会議があり、報酬が発生する会議において、報酬と交通費をバラバラに

振り込み、それぞれに振込手数料がかかる。振込通知も郵便で送ってくるという二度三度の無駄。これは改善できるのでは。

総務課長

各課によって事業もある。なるべく一括にして振り込みなどをさせて頂きたい。

町の健康づくりと総合健診の推進状況は

町が実施している総合健診は、疾病の早期発見、予防、住民の健康意識向上に寄与する重要な取り組みであると認識している。先日受診したが、予約、受付、健診の流れが非常にスムーズで多くの住民の方から待ち時間が短く案内が分かりやすかったと好意的な意見が聞かれた。受診者数と受診率はどの程度か。過去からの推移は。健康づくりポイントの成果は。

健康福祉課長

令和3年度で41.3%、6年度で43.6%と健康づくりポイント事業スタート後には受診率も向上しているの、活用されている方もおられると認識している。

質問

健診の結果のアフターケアは。

健康福祉課長

各地区を回って結果説明会を開いている。気になるところは医療機関の受診を進めている。

質問

来られない方への対応は。

健康福祉課長

個別に郵送している。(この文章は本人がまとめたものです)



5月30日 第2回臨時会

地方税法などの一部を改正する条例の専決処分
(専決第1号)

地方税法などの一部を改正する法律(令和7年3月31日に専決)第34条

所得から控除すべき金額について特定親族特別控除を追加する。第89条

2輪車で総排気量が0・125リットル以下かつ最高出力、4キロワット以下のものは年間20000円の自動車税。付則第16条の2

国たばこ税の改正に伴い加熱式煙草にかかるとばこ税の課税について、紙巻きたばこの税負担水準の均衡を図る方式への見直し。



古座川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分
(専決第2号)

地方税法施行令の改正に伴い基礎課税分の賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者分の賦課限度額を24万円から26万円に改めるもの。国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の算定基準を拡充することになる。

令和6年度
一般会計補正予算
(第9号)

へき地診療所設備整備事業補助金の歳入を予定していたが、交付決定前の事業着手により交付決定が取り消しとなり253万円を減額し、へき地診療所運営事業補助金が交付決定により402万円の減額となる。それに伴

い、655万円を一般会計から追加するものである。

問 国からの交付金がなくなつたことで、一般会計からの交付をおこなう、という理解で良いか。

答

七川診療所、へき地診療所、ともに設備整備の事業補助金は国からの交付決定分がなくなつたものです。

令和7年度
一般会計補正予算
(第3号)

へき地診療所の事業運営補助金は、交付決定により減額となり、一般会計から繰出金を追加したものである。

町単独山村振興対策事業補助金2134万円を追加するもので、宇津木地区簡易給水施設改修工事に対する補助金である。

問

宇津木の水道問題は時間がかかっている。

地元の方とは十分に話し合いはできているのか。

答

工法や場所の選定といったタイピングで、地元の方、水道事業者、町の職員と数回にわたって話し合いをしている。

問

調査結果の場所は大丈夫なのか。

答

既設の水道施設の塩分濃度が上がったタイピングで、候補地の取水場所と同時に塩分濃度を測つた。候補地のほうが塩分濃度はかなり低かった。地元の方も納得している。

問

事業費の地元負担は3%というが、それは水源を打ち替える費用だけのことか。

答

地元負担は、4月から変更しており、全体の水道改修に当たる費用の3%である。

議会日誌

《3月》

28日

議会便り編集委員会

《4月》

1日

年度初め式

7日

議会便り編集委員会

10日

議会便り編集委員会

14日

産業建設常任委員会

17日

県知事告别式

《5月》

20日

東牟婁町村議会議長会定期総会(古座川町)

26日

令和7年度議長・副議長研修会(東京)

30日

議会運営委員会
第2回臨時会



編集委員会より

異常気象なのか、昨年(2024年)は夏が長く秋が短く、一気に冬が訪れたと感じた一年であり、11月初旬我が家の庭に菊と紫陽花が同時に開花しました。帰郷して約19年になります、私にとつては初めての珍しい現象でした。

2025年の夏は6月21日、北半球では1年のうちで最も昼間の時間が長く、潮岬の日の出時刻は4時47分頃、日の入り時刻は19時14分頃で、日照時間は約14時間30分だそうです。

この時期になると夏野菜も成長が著しく、我が家の小さな野菜畑でトマト、キュウリ、ナスなど旬の恵みを自らの手で収穫し、日々頂いております。

今年も9月議会の報告会を、10月から11月にかけて開催を予定しております。宜しくお願い致します。

(淡佐口幸男)